### ネコ ゆ う X I ル 約 款

B自貨第七一八号 B海貨第五四五号 B自貨第一一五三三 B自貨第一一二一品 五三号号 認可年月日令和立認可年月日令和立認可年月日令和立 月月月月 日日日日

第第次 i 運総

第第第第 第第第二章 七六五四 三二一章 節節節節 節節節 (第四条 達了 (第十条)

第

八十五 条条

連送業務 連送業務 連送業務 連送の引受け(第 連送の引受け(第 ででででででである。 ででででである。 ででででである。 ででででである。 ででである。 でのででできる。 でのででできる。 ででである。 でのででは、第一次を、第十八条~第 は、第二十四条~第 は、第二十四条~第 は、第二十四条~第 責運事指十 任賃故図三 第 条十 三条

## 章

## 務

第一節 通則 第三条 当店は、受付日時を定め、営業所を 事業所の店頭に掲示します。 事業所の店頭に掲示します。 (受付日時) 営業所その - は、あらかじ 一-ボします。

### 第二節 運送の引受け

第四条 当店は、荷物の運送を引き受けるときに、 次の下出荷雲」という。を荷送人ごとに発行 に出荷雲等) をは、荷物の種類及び性質を確認といったときは、荷物の種類及び性質をが重知の自然と、生活の自然とした。 でして、運送に適するように荷造りを見ないときは、での後担には、荷物の規定によります。この場合には、荷物の建送の申込みがあったときは、でして、運送に適するように荷造り、対した名とを対し、でして、運送に適するように荷造りが選送に適するように荷造りが選送に適するように荷造りが選送に適するように荷造りが選送に適するように荷造りが選送に適するように荷物の外妻によります。一個必要な有難した。これにより生じた損ちを監督し来を重任におしたとときは、一個を異なるとき対し、での人名及び性質が荷送人の人ごとに発行の負担とします。 (有造り) 第1条 一項の規定により点検した場合において、荷物の自殺及び性質が荷送人の同意を得な、これによります。 でして、運送に適するように荷造りをしなければなが進知したことを商送人におした。 第一項の規定によります。 の他必要な有難した。これにより生じた損合において、荷物の有なが予め確定できる。とがあります。 ころと異なるとき対及び性質が荷送人の通知をしたことを音を語をしまするないときは、これによりを行います。 の他必要な有差人は、荷物の建送に関したことに繋いがあるとときなどとを対した。 第十条 荷送人は、荷物の建送に関立を行います。 の他必要な有類及び性質が荷送人の通知をしたときる。 が、荷物に必要な有が変なります。 「有送人の氏名又は第二項の規定により点検した場合におとき。」 「クロネコゆうメール」の表示 「クロネコゆうメール」の表示 「本語の名称及び間い合わせ窓口電話番号 は荷物のの対策により点検した場合におといて、荷物の内容区分その他の表示。」とがあります。 の他必要なな事項を記めなりません。 「の選送上の特別の表示しないときる。」 第一項の規定による点検の同意をいときる。 「一個選送との申込みが、この約款によらないも であるとと。。 第二項の規定によるが必要な有違りを行います。 「本語運送に適するとがあります。」 「本語運送に適するるが表の同意を与えないとき。。 西当該運送にで記めるでとき。。 西当該運送にで記する場合には、 第五条 第二項の規定によるの回えない、第五条 第二項の規定による通知をしない、第五条 第二項の規定による通知をしない、第五条 第二項の規定による通知をしない、第五条 第二項の規定によるの回えをかります。 一個送人が出荷家に必要な事項を見やする。 一個送人が出荷家に必要な事項の記載をしないとき。。 西当該運送にで適する関本では、第五条 第五を語を与えないとき。。

六 、暴力団員による不当な行為の防止等に 法律(平成三年法律第七十七号。以下 団対策法」という。)第二条第二号に 団対策法」という。)第二条第二号に る暴力団(以下「暴力団の運営に資する を助長し、又は暴力団の運営に資する なると認められる運送、信書の運送等 なると認められる運送、信書の運送等 なるとあのであるとき。 に反するものであるとき。 に反するものであるとき。 

もので あると

第四節 図

権利は、荷物を荷受人いものとします。の第十八条第一項に定ら指図をすることがでいるの。

に引き渡した時に消 3 第一項に規定する 第十五条 当店は、運 動ると認める場合は のでにでいない場合 ででいる場合は、 ででいる場合は、 ででいる場合は、 ででいる場合は、 ででいる場合は、 ででいる場合は、 ででいる場合は、 ででいる場合は、 ででいる場合は、 ででいる。 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。

の生規

します。 当

# 責任

ません。

す。で行う 処分に関す

その旨を荷送人に通知 とがあります。 とがあります。 とがあります。 とがあります。 とがあります。 とがあります。 とがあります。 とがあります。 とがあります。 **然定によるか** 指が

(事故の際の措置)

(事故の際の措置)

(事故の際の措置)

(事故の際の措置)

2 当店は、荷物の減失を発見したときは、程滞なく、その旨を荷送人に通知します。
2 当店は、荷物に著しく遅延したときは、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につきは、前項の場合において、指図を待ついときは、前項の規定による処分をしたときは、直路がないとき又は当店の定めた期間内に指図がないときは、前項の規定による処分をしたときは、産業ないときとは当店の定めた期間内に指図がないときは、前項の規定による処分をしたときは、産業なく、その旨を荷送人に通知します。

6 当店は、前項の規定による処分をしたときは、選出の規定により、指図に応じないときは、商送人の利益のために、当店は、運送上のを管が生じると認める場合には、荷送人の指図に応じないときは、直接については、前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

8 当店は、前項の規定により、指図に応じないとます。

8 当店は、前項の規定により、指図に応じないとします。

8 当店は、荷物の指置とします。
(危険品等の処分)
(危険品等の処分)
(危険品等の処分をします。
2 前項に規定する処分に要した費用は、すべて荷送人の負担とします。
2 当店は、第一項の規定による処分をします。
2 当店は、第一項の規定による処分をします。
2 当店は、第一項の規定による処分をします。
3 当店は、第一項の規定による処分をします。
2 当店は、第一項の規定による処分をします。
3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、海へ条第九号アに該当するものの必分とします。
3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、選出帯なく、その旨を荷送人に通知します。

第十八条 当店は、収受した運賃等の割戻しはい第十八条 当店は、引き受けた運送に対し交通大臣に届け出た運賃その他運送に関交通大臣に届け出た運賃その他運送に関します。 します。 の店頭に掲示は関する料金に関する料金

いたしませ

世の始期) **十四条** 荷い 世の始期) 受損傷 取に っつ たい た時に始ま.いての当店

第二十四条 荷物の減失又は損傷第二十四条 荷物の減失又は損傷第二十四条 荷物を荷送人から受け。責任は、荷物を荷送人から受け。責任は、荷物を荷送人から受け。責任と挙証)第二十五条 当店は、荷物の受取、間にその荷物が減失者しくは損傷の原因が生じ、当店が、自己又は使用人だし、当店が、自己又は使用人だし、当店が、自己又は使用人に使用した者が、荷物の受取、間にその荷物のが減失者している。自己又は使用人に、当店が、自己又は使用人に、当店が、自己のいては、損害については、損害については、損害については、損害については、損害については、損害については、損害賠償の責に、免責)

和 月

ャ マ h 運輸株式会社

東京都中 央区銀座二 - 十六 - 十